

民 生

1	社 会 福 祉	83
2	社会福祉事業団	85
3	生 活 保 護	86
4	児 童 ・ 母 子 福 祉	88
5	身 体 障 害 者 福 祉	94
6	精 神 薄 弱 者 福 祉	97
7	老 人 福 祉	100
8	老人保健医療制度	107
9	医 療 費 助 成 制 度	107
10	同 和 対 策 事 業	108
11	失 業 対 策 事 業	112
12	国 民 健 康 保 険	113
13	国 民 年 金	115
14	市 民 セ ン タ ー	117
15	戸 籍 ・ 住 民	118
16	住 民 組 織	119
17	住 居 表 示 整 備 事 業 実 施 状 況	120
18	交 通 安 全 対 策	121
19	市 営 駐 車 場	125

1 社 会 福 祉

(1) 民 生 委 員

ア 地区別民生委員数（定数844人）

（昭63.4.1現在）

性別 \ 地区	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	143	82	46	72	40	383
女	204	88	32	104	33	461
計	347	170	78	176	73	844

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

（下部組織）

- 推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく
- 準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

（準備会委員）

- 準備会は委員9人以内をもって組織する
- 委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの内から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区母子会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生・児童委員報償金

総務 年額 49,500 円 委員 年額 42,000 円 （このほか各委員に43,000円県より支出）

市電（全線バス）、市バス及び各社バス乗券年額4,000円相当

民生委員協議会運営補助金 年額 4,642千円

民生委員互助会運営補助金 年額 844千円

特別旅費（大会等出席旅費） 年額 145千円

民生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭63.4.1現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	田尻 靖幹	南千反畑町10番7号	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市民生委員 児童委員協議会	森田 政彦	南千反畑町10番7号	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉連合会	板倉アキノ	新屋敷1丁目15番7号	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ 連 合 会	坂梨 日露	花畑町3番1号	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	西島 清明	紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	細川 護照	水前寺6丁目 熊本県 援護課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	藤澤 松義	花畑町3番1号	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被害者の会	野中 勝美	秋津町沼山津85番地1	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	浅野 定教	渡鹿6丁目6番40号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	松浦 一美	大江3丁目1番53号	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水禁日本国民会議 熊本県協議会	川村 経義	九品寺1丁目17番9号	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設 熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷1丁目2番37号	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	南千反畑町10番7号	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本 県支部熊本市地区	田尻 靖幹	手取本町1番1号	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市精神薄弱者 育成会	牧野 良造	花畑町3番1号	熊本市の精神薄弱者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	寺本 克己	渡鹿5丁目5番52号	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設 連合会	松本 孝治	渡鹿5丁目9番12号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育所連盟	城本敬一郎	手取本町8番3号	保育事業の健全な発展、保育関係者の資質の向上を図る
社団法人 熊本市 保育園協会	藤本 栄次	手取本町8番3号	保育園の代表者が会員となり、保育園の資質の向上と保育園職員の福利厚生を図り、もって乳幼児保育の振興に寄与することを目的とする
社会福祉法人 熊本市 社会福祉事業団	田尻 靖幹	花畑町3番1号	熊本市が設置する社会福祉施設の運営を適切、かつ能率的に行うことにより、熊本市における社会福祉の増進に寄与することを目的とする
中国残留孤児等対策協議会	星子 敏雄	花畑町3番1号	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする

(3) 中国帰国者生活安定対策事業

昭和63年4月1日現在熊本市に在住する中国帰国者は54世帯151人を数え県内帰国者の約半数以上を占めている

これら中国帰国者が1日も早く日本社会の風俗、習慣、言語等に慣れることにより社会的自立を容易にすることを目的とする

中国帰国者生活安定対策特別事業

施行年月日 昭和57年6月17日

就労人員 13名(昭和63年4月1日現在)

内 容 公園の清掃作業等

中国帰国者日本語講座

開講年月日 昭和58年4月17日

受講者 19名(昭和63年4月1日現在)

内 容 中央公民館において毎週日曜日、日常生活に必要な日本語の講座を開いている

2 社会福祉事業団

名 称 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

設立年月日 昭和57年3月23日

目 的 事業団は、民間の活力を結集して、熊本市が設置する次の社会福祉施設の運営を適切、かつ能率的に行うことにより、熊本市における社会福祉の増進に寄与することを目的とする

運営管理する
施設と事業

(1) 第1種社会福祉事業

- 熊本市はなぞの学苑(精神薄弱者更生施設)の受託経営
- 熊本市母子寮(母子寮)の受託経営

(2) 第2種社会福祉事業

- 熊本市中央老人福祉センター
 - 熊本市東老人福祉センター
 - 熊本市西老人福祉センター
 - 熊本市南老人福祉センター
 - 熊本市北老人福祉センター
 - 熊本市母子福祉センター
- } の受託経営

(3) 施設外事業として「老人の生きがいと創造の事業」の受託運営

役 員 理事 14名 監事 2名

理事長 市長

副理事長 助 役

常務理事 元交通事業管理者
(事務局長兼務)

理 事 市議会代表・民間学識経験者・社会福祉事業関係・市関係職員

監 事 収入役・民間学識経験者

事務所の所在地 熊本市花畑町3番1号

資本金及び資金 基本財産 3,000千円（市出資金）

運用財産 7,000千円（市出資金）

事業資金は、市からの委託料、補助金及び預金利子その他の資金をもってあてる

3 生活保護

(1) 保護状況

年度 区分		58	59	60	61	62
生活 扶助	世帯	4,753	5,016	5,145	5,077	4,975
	人員	9,359	9,775	9,896	9,451	9,042
	金額(千円)	3,546,663	3,842,117	4,016,392	3,837,038	3,757,406
住宅 扶助	世帯	4,089	4,345	4,516	4,481	4,418
	人員	7,927	8,353	8,559	8,212	7,878
	金額(千円)	761,451	869,023	979,907	1,016,198	1,020,835
教育 扶助	世帯	1,041	1,072	1,085	986	878
	人員	1,707	1,791	1,789	1,633	1,429
	金額(千円)	109,324	114,666	120,552	112,514	99,178
医療 扶助	世帯	5,258	5,481	5,611	5,481	5,299
	人員	6,989	7,257	7,454	7,163	6,901
	金額(千円)	6,588,654	7,090,646	7,533,171	7,780,458	7,505,818
出産 扶助	世帯	1.3	2	2	2	1
	人員	1.3	2	2	2	1
	金額(千円)	660	641	699	786	387
生業 扶助	世帯	7.2	7	7	5	3
	人員	7.3	7	7	6	4
	金額(千円)	2,395	1,042	1,730	1,552	1,388
葬祭 扶助	世帯	10.5	10	12	11	11
	人員	10.5	10	12	11	11
	金額(千円)	13,168	12,664	16,045	15,428	17,719
保護施設事務費(千円)		76,589	80,757	76,131	80,052	87,222
実 数	世帯	6,009	6,264	6,350	6,197	5,995
	人員	10,745	11,124	11,191	10,657	10,133
	金額(千円)	11,098,904	12,011,556	12,744,627	12,844,026	12,489,953

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

年度 区分	58	59	60	61	62
市	19.73%	20.16%	20.09%	19.02%	17.99%
県	16.90	16.48	15.56	13.73	12.03

(3) 保護措置状況

区分 \ 年度	58	59	60	61	62
申 請 件 数	1,530	1,511	1,381	1,303	1,270
開 始 件 数	1,239	1,214	1,121	979	918
却下・取下件数	279	287	275	298	380
廃 止 件 数	897	1,061	1,109	1,202	1,007

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和62年度月平均)

区 分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が働いている世帯	常 用 勤 労 者	354	5.9%
	日 雇 労 務 者	198	3.3
	内 職 者	66	1.1
	そ の 他 の 就 業 者	88	1.5
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		285	4.8
働いている者のいない世帯		4,979	83.4
合 計		5,970	100

(5) 生活保護施設

(昭 63. 4. 1 現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	吉 田 義 順	春日5丁目17番36号	昭35.12	60
授 産	友 愛 授 産 場	"	小 嶋 宏	壺川2丁目1番57号	昭28.12	30
医療保護	イエズス聖心病院	"	泉 キリ江	上林町3番56号	昭27. 4	96

4 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年 度	公 立 別	申 請 件 数	要措置件数	措 置 件 数	措 置 率(%)	未措置件数
5 9	公 立	1,402	1,396	1,351	96.8	45
	私 立	7,323	7,307	7,069	96.7	238
	計	8,725	8,703	8,420	96.7	283
6 0	公 立	1,357	1,348	1,315	97.6	33
	私 立	7,325	7,315	6,986	95.5	329
	計	8,682	8,663	8,301	95.8	362
6 1	公 立	1,415	1,408	1,353	96.1	55
	私 立	7,505	7,496	7,135	95.2	361
	計	8,920	8,904	8,488	95.3	416
6 2	公 立	1,372	1,357	1,320	97.3	37
	私 立	7,362	7,331	7,032	95.9	299
	計	8,734	8,688	8,352	96.1	336
6 3	公 立	1,334	1,329	1,307	98.3	22
	私 立	7,199	7,172	6,985	97.4	187
	計	8,533	8,501	8,292	97.5	209

(2) 年齢別保育所措置状況

(昭 63. 4. 1 現在)

区 分	保育所数	定 数	年 齢 別 措 置 件 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	19	1,650	28	115	173	296	346	349
私 立	91	7,379	274	806	1,132	1,437	1,720	1,616
計	110	9,029	302	921	1,305	1,733	2,066	1,965

(3) 保育所 公 立

(昭 63. 4. 1 現在)

施 設 名	定 員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定 員	職 員 数			所 在 地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
本荘保育園	130	9	3	12	本荘6丁目	大江保育園	60	6	3	9	大江6丁目
寺原 "	70	5	3	8	坪井5丁目	清水 "	90	8	3	11	清水本町
横手 "	100	6	3	9	横手2丁目	中島 "	60	4	2	6	沖新町
白山 "	90	9	3	12	白山2丁目	幸田 "	90	7	3	10	御幸笛田町
京塚 "	110	11	3	14	健軍町	健軍 "	100	10	3	13	健軍2丁目
京町台 "	90	7	3	10	池田1丁目	水前寺 "	90	7	3	10	水前寺公園
城東 "	90	6	3	9	水道町	熊本乳児 "	60	10	4	14	水道町
池上 "	90	7	3	10	池上町	黒髪乳児 "	60	4	2	6	黒髪2丁目
小島 "	90	5	3	8	小島下町	麻生田 "	90	9	3	12	清水町大字麻生田
春日 "	90	6	2	8	春日1丁目	計19カ所	1,650	136	55	191	

私 立

(昭 63. 4. 1 現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
白 羊 保 育 園	90	8	4	12	島崎3丁目	帯 山 保 育 園	90	8	3	11	健軍町
黒 髪 幼 愛 園	200	18	4	22	黒髪2丁目	大 光 "	60	7	3	10	画図町大字所島
愛 光 幼 児 園	60	6	2	8	新大江2丁目	千 草 "	90	10	3	13	萩原町
城 高 保 育 園	60	7	3	10	城山大塘町	こずえ "	90	11	3	14	八島町
みのり "	60	8	3	11	本荘3丁目	光 輪 "	60	6	2	8	秋津町沼山津
双 葉 "	90	11	3	14	本荘2丁目	つくし "	45	10	2	12	花園5丁目
城 南 幼 愛 園	90	8	3	11	春日町	エンゼル "	90	10	3	13	健軍町
友愛会保育園	60	8	3	11	壺川2丁目	城 山 "	60	10	3	13	城山上代町
聖 母 幼 愛 園	90	7	4	11	南町	やまびこ "	45	6	3	9	尾ノ上2丁目
のぞみ保育園	90	7	3	10	若葉2丁目	こまどり "	120	11	3	14	長嶺町
ひかり幼児園	120	8	4	12	大江2丁目	むつみ "	90	9	3	12	楠1丁目
ひばり保育園	120	12	4	16	健軍町	第二森下 "	90	7	3	10	近見町
旭 "	150	9	4	13	近見町	さくらぎ "	60	6	3	9	花立3丁目
ひまわり "	60	10	2	12	新大江1丁目	武蔵ヶ丘 "	90	8	3	11	武蔵ヶ丘1丁目
かっぱ "	150	15	4	19	保田窪1丁目	ひ む き "	60	7	3	10	戸島町
マリア幼愛園	90	6	3	9	水前寺4丁目	御幸こばと "	90	8	3	11	御幸笛田町
報 徳 保 育 園	90	9	3	12	池田2丁目	田 迎 "	90	8	4	12	田迎町大字良町
小 礪 "	90	10	3	13	新南部町	さつきヶ丘 "	60	6	3	9	龍田町上立田
壁 光 "	60	5	4	9	花園6丁目	第二エンゼル "	90	9	4	13	健軍町
若 葉 幼 愛 園	60	6	3	9	池上町	熊本すみれ "	60	5	3	8	池亀町
かおる保育園	90	10	3	13	中島町	やまなみ "	120	12	3	15	戸島町
秋 津 "	90	7	3	10	桜木1丁目	せきれい "	60	6	3	9	健軍5丁目
藤崎台 "	60	7	3	10	古京町	松 尾 "	60	5	4	9	松尾町上松尾
有 明 "	60	4	2	6	小島下町	第二旭 "	60	7	3	10	近見町
城 北 "	120	11	4	15	清水町大字新地	熊本日の出 "	60	8	4	12	桜木3丁目
仁 愛 幼 育 園	210	15	6	21	薄場町	こじか "	60	6	3	9	南高江町
ぎんなん保育園	90	10	3	13	京塚本町	清水ヶ丘 "	60	7	4	11	清水町大字兎谷
川 尻 "	90	7	3	10	川尻町	第二画図 "	45	8	2	10	出水4丁目
つぼみ "	120	14	4	18	国府本町	出仲間 "	60	6	3	9	田迎町大字出仲間
シオン "	60	13	5	18	新町4丁目	なぎさ "	60	6	3	9	江津1丁目
くるみ "	90	9	3	12	渡鹿6丁目	仁愛第二幼稚園	90	11	3	14	白藤町
仁 愛 乳 児 園	90	14	4	18	春日4丁目	あゆみ 保育園	60	6	3	9	龍田町弓削
すぎのこ保育園	90	6	3	9	二本木4丁目	カトレア "	60	7	3	10	若葉6丁目
木の実 "	90	11	2	13	西原2丁目	上ノ郷 "	60	8	3	11	上ノ郷町
天使の園 "	90	10	3	13	渡鹿1丁目	木の葉 "	60	7	2	9	石原町
きよめ "	60	8	3	11	国府2丁目	たつだ "	60	6	2	8	龍田町弓削
九品寺 "	90	10	3	13	九品寺5丁目	つばめ "	90	7	4	11	長嶺町
はけみや "	60	6	4	10	清水町大字高平	日 吉 "	60	7	2	9	十禅寺町
画 図 "	60	7	3	10	画図町大字下江津	にれのき "	60	8	3	11	清水町大字楡木
二 岡 "	120	9	3	12	戸島町	力合さくら "	45	7	3	10	合志町
広 福 "	60	7	3	10	長嶺町	リズム幼稚園	60	5	3	8	御幸笛田町
供 合 "	114	9	3	12	上南部町	まんごく保育園	45	6	2	8	清水町大字万石
小 山 "	90	8	3	11	小山町	月 出 "	60	7	3	10	健軍町
森 下 "	90	9	3	12	南高江町	熊本夜間 "	30	6	2	8	新市街
第二桜ヶ丘 "	90	9	3	12	世安町						
本妙寺 "	90	9	3	12	花園4丁目	計 91 カ 所	7379	758	284	1,042	
くすの実 "	120	10	3	13	楠4丁目	公私立計 110 カ所	9,029	894	339	1,233	

(4) 助 成

ア 社会福祉施設建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助（負担）基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額

区 分	補 助 率			
	新 築 等		増 改 築	
補助金交付対象区分	市長が措置権者である場合	その他	市長が措置権者である場合	その他
社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に掲げる事業を行う社会福祉事業施設（保育所を除く）	6分の1	8分の1	9分の1	12分の1
保 育 所	4分の1		4分の1	

イ 助成金支出状況（昭和63年度予算）

私立保育所運営費補助金

（基本分）60,273千円

（児童用採暖費加算分）

8,756千円

私立保育所乳児等保育事業費補助金

年額 8,000千円

私立保育所保育時間延長業務補助金

年額 3,095千円

私立保育所障害児保育事業費補助金

年額 1,846千円

熊本市保育所連盟助成金

年額 3,800千円

熊本市保育園協会助成金

年額 1,200千円

私立保育所牛乳給食事業費助成金

年額 2,409千円

私立保育所事務職員雇用補助金

年額 4,034千円

私立保育所補助基準（基本分）

（昭和63年度）

年齢区分 定員区分	措置児童1人当りの月額単価			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
60人以下	1,300 ^円	1,200 ^円	630 ^円	570 ^円
61～90人	1,170	1,070	500	440
91～120人	1,120	1,020	450	380
121～150人	1,110	1,010	440	370
151人以上	1,090	990	430	360

ウ 無認可保育所助成（昭和51年度より実施）

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 7カ所、135千円（昭和63年度予算）

エ 無認可夜間保育所助成（昭和57年度より実施）

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 5カ所、74千円（昭和63年度予算）

(5) 保育所徴収金基準額

(昭 63. 4. 1 現在)

世 帯 の 階 層 区 分				徴 収 金 基 準 額 (月額)		
				3 歳未満児	3 歳 以 上 児	
					3 歳 児	4 歳以上児
A 階層		生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0 円	0 円	
B 階層	1	A 階層を除き前年度市町村民税非課税世帯	前年度分の固定資産税額が 20,000 円未満である世帯	0	0	
	2		20,000 円以上である世帯	1,900 (950)	1,300 (650)	
C 階層	1	A 階層及び B 階層を除き前年度の所得割課税世帯	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	7,790 (3,890)	5,250 (2,620)	
	2		前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が 5,000 円未満である世帯	8,910 (4,450)	6,320 (3,160)	
	3		5,000 円以上である世帯	10,150 (5,070)	7,550 (3,770)	
D 階層	1	A 階層及び B 階層を除き前年度の所得課税世帯	前年分の所得税課税額が 3,000 円未満である世帯	11,070 (5,530)	8,480 (4,240)	
	2		3,000 円以上 15,000 円未満である世帯	13,030 (6,510)	10,430 (5,210)	
	3		15,000 円以上 30,000 円未満である世帯	15,540 (7,770)	12,930 (6,460)	
	4		30,000 円以上 60,000 円未満である世帯	20,730 (10,360)	18,140 (9,070)	
	5		60,000 円以上 90,000 円未満である世帯	27,200 (13,600)	23,680 (11,840)	19,550 (9,770)
	6		90,000 円以上 120,000 円未満である世帯	34,000 (17,000) (18,510)	"	"
	7		120,000 円以上 150,000 円未満である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	"	"
	8		150,000 円以上 180,000 円未満である世帯	"	"	"
	9		180,000 円以上 210,000 円未満である世帯	"	"	"
	10		210,000 円以上 240,000 円未満である世帯	"	"	"
	11		240,000 円以上 330,000 円未満である世帯	"	"	"
	12		330,000 円以上である世帯	"	"	"

固定資産税額による附加基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C 1 階層に属し前年度分の固定資産税額が 4,000 円以上である世帯	C 2 階層
C 2 " 6,000 円以上である世帯	C 3 階層
C 3 " 8,000 円以上である世帯	D 1 階層
D 1 " 10,000 円以上である世帯	D 2 階層

※ かつて内の数値は同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合において、その 2 人目以降の児童に適用される額とする。ただし、D 6 ~ D 12 の 3 歳未満児の欄のかつて内の数値の適用については、次の規定するところによるものとする。

- (1) 上段 3 歳未満児が 2 人以上入所している場合に、その 2 人目以降に適用する徴収金の額
- (2) 下段 3 歳未満児と 3 歳以上児とが入所している場合において 3 歳未満児に適用する徴収金の額

(6) 児童扶養手当等

(昭 63. 4. 1 現在)

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	3,094	134	261	85	172	26	3,772

(注) 月額 1人 33,700 円

イ 特別児童扶養手当受給者数

区 分	1 級障害児	2 級障害児	計
実 人 員	446	207	653

(注) 月額 1人…… { 1 級 40,800 円
2 級 27,200 円

(7) 施 設

(昭 63. 4. 1 現在)

ア 助 産・母子寮

種 別	施 設 名	経 営 主 体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助 産	熊 本 産 院	熊 本 市	田尻 靖幹	本山3丁目5番11号	昭 25. 7	20 (床)
母子寮	熊本市母子寮	社会福祉法人	"	大江 6丁目1番50号	" 26. 8	18 (世)
"	友愛会 "	"	佐藤 義昭	壺川 2丁目1番57号	" 23. 10	20 (世)

イ 乳児院

施 設 名	経 営 主 体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
熊 本 乳 児 院	社会福祉法人	甲 斐 国 男	本荘 2丁目3番8号	昭 22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮 谷 義 子	神水 1丁目14番1号	" 25. 4	15

ウ 養護施設

慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	潮 谷 愛 一	神水 1丁目14番1号	昭 23. 5	90
菊 水 学 園	"	松 本 孝 治	渡鹿 5丁目9番12号	" 25. 10	80
藤 崎 台 童 園	"	尾 里 一 清	古京町 3番5号	" 24. 3	70
竜 山 学 苑	"	上 村 宏 樹	龍田町上立田 915番地	" 23. 10	50

エ 精神薄弱児施設

愛 育 学 園	社会福祉法人	福 山 千 熊	清水町大字新地 720番地	昭 38. 12	80
大 江 学 園	"	塘 林 恭 介	大江町大字渡鹿 30番地	" 40. 6	90
仁愛ひかり園	"	吉 田 悦 郎	白藤町 451番地	" 45. 11	(通園) 30

オ 教護院

清 水 ケ 丘 学 園	熊 本 県	小 林 貞 人	清水町大字打越 476番地	明 42. 2	50
-------------	-------	---------	---------------	---------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山 口 拓 爾	新生 1丁目23番11号	昭 28. 7	95
----------	--------	---------	--------------	---------	----

キ 婦人一時保護所

熊本県婦人相談所	熊 本 県	藤 木 信 吉	渡鹿 3丁目15番12号	昭 33. 8	20
----------	-------	---------	--------------	---------	----

ク 母子福祉施設

名 称	熊本市母子福祉センター
所 在 地	熊本市水前寺4丁目47番50号
設置主体	熊 本 市
経営主体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和60年6月1日
建物構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	680.04 m ²
建物面積	546.46 m ²
建設費	135,708千円
主な設備	相談室、保育室、和室、技能室、調理実習室
委託料	21,757千円(昭和63年度予算)

ケ 児 童 館

西原公園児童館

所 在 地	熊本市九品寺4丁目24番4号
設置主体	熊本市
開設年月日	昭和53年8月1日
構 造	鉄筋3階建
敷地面積	6,386 m ² (西原公園面積)
建物面積	303.39 m ²
着 工	昭和53年1月4日
完 工	昭和53年7月11日
建設費	52,585千円

(東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部の各児童館の施設の概要については市民センターに一括記載)

5 身体障害者福祉

(1) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け昭和52年度までに次の事業を実施し、障害者の福祉向上に寄与している。(事業実績額46,440千円)

道路交通安全施設の整備

歩道の段差除去	総延長 3,623m
歩道盲人用カラーブロック、点字紙誘導帯の設置	" 3,623m
盲人用音響式信号機の設置	10カ所
聴覚障害者用交通安全標識設置	20本

身体障害者専用トイレの設置

市民会館、熊本城、陸上競技場、水辺動物園	合計 4カ所
----------------------	--------

公共施設に車椅子の配備

市庁舎及び出先機関14カ所に42台を配備

簡易入浴事業

寝たきりの重度身体障害者のため、中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車1台により看護婦付添で送迎

福祉副読本の配布

小学校低学年のために福祉副読本を配布

(2) 障害者の実態

(昭和62年度)

障害別 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	45	2,243	2,288
聴覚又は平衡機能障害	117	1,900	2,017
音声・言語機能障害	1	151	152
肢体不自由	300	8,360	8,660
内部障害	151	1,898	2,049
計	614	14,552	15,166

(3) 身体障害者更生援護状況

(昭和62年度)

区分 障害別	取扱 実人員	相談・指導及び措置					手帳交付	
		補 装 具	職生 業活 及指 び導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
視覚障害	787	59	125	0	5	704	84	74
聴覚障害	661	133	86	0	3	637	60	56
音声・言語機能障害	33	0	5	0	0	23	15	14
肢体不自由	3,045	498	419	8	126	2,199	474	459
内部障害	1,260	439	111	407	3	658	302	300
計	5,786	1,129	746	415	137	4,221	935	903

(4) 障害者住宅整備資金融資(昭和54年4月1日開始)

目 的 障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者向けに住宅を整備するために必要な資金を貸し付けることにより、障害者の居住環境の改善増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,400千円

貸付条件 年率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 障害者又は障害者と同居している者で市内に居住し、障害者向けに居室等を増改築又は改造しようとする者

63年度予算 貸付金 24,000千円

(5) 福祉バス(昭和53年度開始)

目 的 身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス(定員21人で、このうち4人程度は車椅子のまま利用できるもの)を設置さらに56年度からミニ福祉バス(定員8~9人内車椅子2人)1台を購入して身体障害者の福祉の増進を図っている

対 象 者 本市在住の身体障害者手帳所持者

事業内容 市長が適当と認めた更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業等に無料で運行する

対象者数 15,166人

63年度予算 3,199千円

(6) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭63.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
10人	52世帯	24,597千円	126,380円

(注) 昭和42年度から熊本市社会福祉協議会に委託実施

(7) 身体障害者相談(昭和62年度)

相 談 員 46人(県費36人、市費10人)

相談件数 1,100件

委託料 月額1,620円

(8) 身体障害者福祉電話貸与制度(昭和51年度開始)

目 的 在宅の重度身体障害者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる

電話貸与台数 117台(昭和63年4月現在)

貸付対象者 外出困難な身体障害者(1、2級)

63年度予算 2,093千円

(9) ミニファクス貸与制度(昭和60年度開始)

目 的 在宅の重度身体障害者に対し、ミニファクスを貸与することにより日常生活の便宜を図りその福祉の増進をはかる

貸与台数 14台

対 象 者 聴覚又は音声、言語機能障害3級以上。コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要
があると認められる者、

費 用 負 担 115千円

(10) 重度身体障害者デイ・サービス事業（昭和60年10月開始）

目 的 就労の機会等が得がたい在宅重度身体障害者が通所して創作活動、軽作業等を行うことによ
り、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする

事 業 内 容 社会適応訓練事業、軽作業、相談事業

対 象 者 数 6,006人

63年度予算 3,425千円

(11) 手話通訳設置事業（昭和59年4月開始）

目 的 庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の家庭生活、社会生
活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する

対 象 者 数 828人

63年度予算 4,782千円

(12) 心身障害者扶養共済制度（昭和45年4月1日開始）

目 的 心身障害者の保護者が死亡又は障害者となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障
害者の生活の安定と保護者のいざく不安を軽減しようとするものである

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3
級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者

加 入 者 心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に
心身障害者を扶養しているもの）であつて、原則として65歳未満の者とする

保険料

加 入 時 齢	34歳以下	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳
加 入 時 点 45 歳 未 満 (掛金納付時年齢)	円 1,000	円 1,300		円 1,500			
45歳未満で加入した者の 2口目並びに45歳以 上で加入した者の1口目 (加入時年齢により掛金 固定)	円 1,400	円 1,900	円 2,600	円 3,200	円 4,100	円 5,300	円 6,800

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給付金

加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月 20,000 円の年金を支給する

加入後 1 年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として 20,000 円 ～ 100,000 円を支給する

(13) 市民福祉特別手当

(昭 63. 4. 1 現在)

手 当 の 種 類	支 給 要 件	金 額 (年 額)	人 員
重度心身障害児手当	障害等級 1 級 2 級・知能指数 35 以下の 20 歳未満	6,000 円	11
中度心身障害児手当	〃 3 級 4 級 〃 50 以下の 〃	3,000	9

(注) 障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(14) 施 設

(昭和 62 年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター	熊 本 県	木村 喜一	長嶺町 2255 番地 333	昭 28.9	入所 60 通所 10

民生

6 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児（者）の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児（者）及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室 長 1 人 家庭相談員 2 人

参事 1 人（精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務） 婦人相談員 2 人

事 務 職 員 1 人

技師（看護婦） 1 人

嘱 託 医 2 人（嘱託料 1 人月額 22,000 円）

ウ 利用状況（昭和 62 年度）

障害別区分

障害		性別	男	女	計
精神薄弱	軽度		234	127	361
	中度		480	312	792
	重度		391	283	674
	最重度		302	163	465
	重症心身障害		4	5	9
情緒障害			7	3	10
言語機能			8	2	10
性格行動問題			7	6	13
身体障害			14	8	22
精神障害			4	3	7
その他			3	3	6
計			1,454	915	2,369

年齢別区分

年齢	性別	男	女	計
0歳～5歳		235	130	365
6～12		224	107	331
13～15		135	60	195
16～20		270	113	383
21歳以上		590	505	1,095
計		1,454	915	2,369

エ 措置指導状況

（昭和 62 年度）

性別	種別	生活	教育	施設	職業	医療	その他	計
男		718	11	126	1	54	544	1,454
女		463	6	61	1	32	352	915
計		1,181	17	187	2	86	896	2,369

(2) 心身障害児（者）家庭奉仕員

（昭 63. 4. 1 現在）

奉仕員	派遣対象世帯	奉仕員報酬 1 人当月額
6 人	7 世帯	12,354 0 円

（注） 昭和 4 6 年度から熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 職親制度（昭 63. 4. 1 現在）

職親登録 24 事業所

職親委託数 9 人

委託料 1 人月額 15,000 円

(4) 精神薄弱者相談（昭和 62 年度）

相談員 15 人

相談件数 1 カ月 8 件（平均）

委託料 1 人月額 1,620 円

(5) 社会福祉事業授産施設入所状況（昭 63. 4. 1 現在）

熊本授産場委託者 13 人

委託料 1 人月額 46,962 円

(6) 精神薄弱者援護施設入所措置状況

(昭63.4.1現在)

施設種別	施設	名	定員(重度)	措置人数
更生施設	もみきの山園	(熊本市)	60(20)	24
	なつぎさ丘学寮	(熊本市)	90(30)	15
	つじヶ丘学園	(牛深市)	60(20)	8
	清南すみれ学園	(球磨郡)	50(20)	3
	高迎幸森学園	(下益城郡)	40	6
	第2明星学園	(本渡市)	60(40)	7
	精きず川学園	(鹿本郡)	60(30)	11
	水わらび学園	(阿蘇郡)	50(30)	13
	赤陽の学園	(酒田町)	50(20)	9
	太水南学園	(上益城郡)	50(30)	8
	城はなき聖母学苑	(玉名郡)	40	8
	第2つつじヶ丘学園	(天草郡)	50	7
	三小気国の学園	(八代郡)	50	7
	ゆたか実団地	(熊本市)	50	6
	蓮雲仙福社牧場	(福岡県)	100(20)	3
	仁愛和光学園	(福岡県)	60(30)	4
	ゆ蘇くんわの里	(玉名郡)	40(20)	8
	阿健康作業所	(下益城郡)	50(20)	10
	熊本こす園	(熊本分市)	60	56
		(大分県)	86	1
		(球磨郡)	50(20)	1
		(菊池郡)	50	14
		(阿蘇郡)	30	3
		(熊本市)	30	8
	授産施設	蓮雲仙福社牧場	(福岡県)	120
仁愛和光学園		(熊本市)	50	1
ゆ蘇くんわの里		(熊本市)	30	26
阿健康作業所		(熊本市)	40	8
荒尾小岱作業所		(下益城郡)	50	15
熊本こす園		(阿蘇郡)	50	17
		(福岡県)	60	1
		(荒尾市)	60	2
		(下益城郡)	50	15
		計		
				収容244 通所82

(7) 施設

ア 精神薄弱者通所更生施設

名称 はなその学苑
 所在地 熊本市花園7丁目12番15号
 設置主体 熊本市
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和57年5月1日
 建物構造 鉄骨造2階建
 敷地面積 1,948.79㎡
 建物面積 延981.89㎡
 建設費 168,477千円
 委託料 72,574千円(昭和63年度予算)
 定員 60人
 主な設備 (1F) 事務室(相談室含)、食堂、医務室、更衣室、木工室、セメント作業室、シャワー室、厨房、洗面所
 (2F) 調理実習室、和室(倉庫含)、紙器工作室、生活指導室、娯楽室、会議室(倉庫、ステージ、放送室)

イ 熊本市福祉センター希望荘

所在地 熊本市大江5丁目1番15号
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
 開設年月日 昭和55年6月1日
 建物構造 鉄筋コンクリート地上3階(1部塔屋4階)
 敷地面積 898㎡
 建物面積 延1,232.23㎡
 主な設備 (1F) 憩の間、相談室、ボランティア控室、湯沸室、身障便所、事務室、管理人室
 (2F) 音楽室(防音)、生花・着付研修室、料理実習室、大ホール(防音・映写装置)
 湯沸室、身障便所
 (3F) プレイルーム、大会議室、和室、湯沸室
 建設費 270,445千円
 運営費補助 29,059千円(昭和63年度予算)

7 老人福祉

(1) 老人数

区分 \ 年度	58	59	60	61	62
65歳～69歳	17,201	17,122	17,982	18,578	19,189
70歳以上	33,650	35,068	36,883	38,015	39,597
計	50,851	52,190	54,865	56,593	58,786
全人口に対する割合(%)	9.33	9.46	9.94	10.10	10.39

(注) 各年度10月1日現在推計、ただし、60年度は国調による

(2) 措置状況

(昭63.4.1現在)

区 分	施設数(県内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	38	2,050	310
特別養護老人ホーム	41(4)	3,413(130)	335(0)
計	79	5,463	645

(注) ()内は小規模特別養護老人ホーム

(3) 老人家庭奉仕員制度

(昭63.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
26人	173世帯	63,973千円	126,380円

(注) 昭和42年度から、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(4) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成

区 分 \ 年 度	58	59	60	61	62
老人クラブ助成対象数	381	385	388	390	395
会 員 数	24,664	25,072	25,120	25,153	25,657
助成金支出額(円)	20,157,000	20,333,000	20,524,000	20,638,000	20,867,000

助成基準 50人以上が登録し、9カ月を超えて活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額4,000円

イ 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額5,000円

ウ 老人クラブ結成助成

金額 1クラブ当たり 5,000円

(5) 施 設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番7号
設置主体 熊本市
経営主体 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和50年9月2日
構 造 鉄筋2階建
敷地面積 541 m²
建物面積 延496 m²
建設費 5,143.5千円
開館日時 午前9時～午後5時
使用料 浴室使用料 20円
定 員 200人
主な設備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市健康本町13番3号
熊本市
熊本市社会福祉事業団
昭和46年4月1日
木造瓦葺平家建
330 m²
延208.7 m²
8,445千円
午前9時～午後5時
浴室使用料 20円
100人
集会・娯楽室 1、図書室 1
娯楽室 1、浴室 1

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町4番地
設置主体 熊本市
経営主体 熊本市社会福祉事業団
開設年月日 昭和49年7月10日
構 造 木造平家建
敷地面積 3,400 m²
建物面積 延252 m²
建設費 25,875千円
開館日時 午前9時～午後5時
使用料 浴室使用料 20円
定 員 100人
主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室2

南老人福祉センター

熊本市八幡町1368番地1
熊本市
熊本市社会福祉事業団
昭和49年6月27日
木造平家建
410 m²
延264 m²
24,486千円
午前9時～午後5時
浴室使用料 20円
100人
集会室1、談話室1、娯楽室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号

設置主体 熊本市

経営主体 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和48年10月22日

構造 鉄筋平家建

敷地面積 2,961㎡

建物面積 延2,96㎡

建設費 24,300千円

開館日時 午前9時～午後5時

使用料 浴室使用料 20円

定員 100人

主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1、図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室2

利用状況

(昭和62年度)

区分 \ 施設名	中央	東	西	南	北	計
利用者	4,385	3	1,82	15,242	12,364	88,944
1日平均利用者	149	28	31	52	42	302
使用料収入(円)	361,020	113,940	116,820	194,300	138,360	924,440

イ 養護老人ホーム

名称 明生園

所在地 熊本市花園7丁目19番1号

経営主体 熊本市

開設年月 昭和54年10月

種別 養護老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート瓦葺2階建、一部平家建

敷地面積 13,159.9㎡

建物面積 延3,231.24㎡

建設費 459,080千円

定員 120名

主な設備 集会所、談話室、作業室、医務室、静養室、浴室、洗濯室、面会室、全館冷暖房設備
防火設備、ソーラーシステム給湯設備

措置状況

(昭63.3.31現在)

区別 \ 性別	男	女	計
熊本市(市費)	32	62	94
熊本県(県費)	3	2	5
計	35	64	99

ウ 老人憩の家（昭和48年度開始）

目 的 老人に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図る

設置主体 熊本市
運営方法 各老人憩の家運営委員会に委託
構 造 木造平家建
建物面積 平均 50㎡前後
建設費 平均500～600万円
施設内容 集会場、トイレ、台所、その他
施設数 83カ所 63年度3カ所建設予定
運営費補助 1カ所当たり年45,000円
開館時間 午前9時から午後5時まで
使用料 無 料

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	上 原 勇 一	神水1丁目14番1号	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	布施 芳 子	島崎6丁目1番27号	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	山 本 明	黒髪5丁目23番1号	26. 5	70
〃	熊本めぐみの園	〃	加 治 屋 淑 子	小山町1781番地	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	陣内 ヒロミ	神水1丁目14番1号	39. 7	60
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	藤 院 了 幸	小山町2493番地	49. 5	88
〃	天 望 庵	〃	多 久 久 男	龍 田 町 陳 内 1737番地41	60. 4	50
〃	パ ラ 苑	〃	青 木 祐 心	小山町1181番地	62. 4	50

(6) 市民福祉特別手当

(昭和62年度)

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上、65歳以上 70歳未満	6,000円	0
施設入所老人 特 別 手 当	老人ホームに入所している65歳以上 70歳未満	6,000	12

(7) 敬老祝金（昭和45年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する
受給資格 88歳以上であって、本市に居住している者
金 額 年額 5,000円
支給人員 1,137人（昭和62年度）

(8) 高齢者住宅整備資金貸付 (昭和48年4月1日開始)

(昭和63年4月1日改正)

目 的 高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な資金を貸し付けることにより、高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与する。

貸付限度額 1,400千円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60歳以上の高齢者と同居する者で市内に居住し、高齢者の専用居室等を増改築又は改造しようとする者

63年度予算 貸付金 60,000千円

(9) 老人福祉電話相談 (昭和48年4月1日開始)

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 230台うち160台はシルバーホンあんしん (昭63.4.1現在)

貸付対象者 65歳以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者がいない者

63年度予算 6,648千円

(10) 移動浴槽車 (昭和47年11月開始)

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る (熊本市社会福祉協議会へ委託)

車 両 移動浴槽車 1台

簡易入浴車 1台

従事者 運転手 2人

奉仕員 2人

看護婦 1人

対象者数 54人 (1人につき月2回派遣) (昭63.3.31現在)

63年度予算 9,417千円

(11) 電車・バス特別回数券交付 (昭和50年7月1日開始)

目 的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対象者 70歳以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く

(心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び療育手帳A₁・A₂・B₁を所持する人。

なお介護を要する場合は介護者を含む)

事業内容 電車(市)、バス(市、産交、電鉄、熊本バス)のうち、希望する1社のもので、3,300円相当(心身障害者の場合は2,200円相当)の特別回数券を交付する

対象者数 老人 3,632人 身体障害者 5,177人 精神薄弱者 868人(昭和62年度)

63年度予算 70,000千円

(12) 一人暮らし老人訪問(昭和50年7月1日開始)

目 的 一人暮らし老人を訪問し声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布し老人の健康維持と福祉の増進を図る

対 象 者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問して安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対 象 者 数 1,058人(昭和62年度)

訪 問 回 数 週隔日3日

63年度予算 5,021千円

(13) 老人農園(昭和51年度開始)

目 的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度貸与する(熊本市老人クラブ連合会に委託)

対 象 者 60歳以上の老人

農 園 数 8カ所(1カ所当たり 1,000㎡程度)

63年度予算 160千円

(14) 寝具乾燥(昭和53年度開始)

目 的 65歳以上の寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者(児)の寝具の無料乾燥事業を行うことにより寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者(児)の福祉の増進を図る

対 象 者 老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員、心身障害者家庭奉仕員の派遣先及び移動浴槽車の派遣先の該当者、又は、寝たきり老人及び重度の寝たきりの心身障害者の世帯

事 業 内 容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施

対 象 者 数 46人(昭和62年度)

63年度予算 180千円

(15) 生きがいと創造の事業(昭和54年度開始)

目 的 希望と能力に応じた生産又は活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受け生産又は創造的活動を行う

対 象 者 市内居住のおおむね60歳以上の人

生きがい作業所

施設名	所在地	種目	定員	実施回数
花園老人生きがい作業所	熊本市花園7丁目19番1号	陶芸	20	月2回
東部 "	" 健軍3丁目13番10号	"	40	月4回
南部 "	" 川尻町762番地	"	20	月2回
白坪 "	" 田崎1丁目7番10号	園芸	30	月2回
		手芸	30	月2回
幸田 "	" 田迎町大字田井島596番地3	陶芸	20	月2回
		園芸	20	月2回
		手芸	20	月2回
京町 "	" 京町2丁目8番4号	園芸	20	月2回
		手芸	20	月2回
水前寺 "	" 水前寺4丁目47番49号	陶芸	20	月2回
		園芸	20	月2回
		手芸	20	月2回
社会福祉会館	" 南千反畑町10番7号	手芸	30	月2回
北老人福祉センター	" 八景水谷1丁目2番6号	園芸	30	月2回

(16) 在宅老人給食サービス事業(昭和61年度開始)

目 的 ひとり暮らし老人に心身ともに健やかな生活を営ませることを目的とする

対 象 者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人

事 業 内 容 ひとり暮らし老人に老人ホーム(3カ所)で調理した給食を週1回宅配する

委 託 先 熊本市社会福祉協議会

対 象 者 数 33人

63年度予算 615千円

(17) 在宅老人デイ・サービス事業(昭和61年度開始)

目 的 在宅の虚弱老人の自立的な生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の負担を軽減する

対 象 者 おおむね65歳以上の在宅の虚弱老人

事 業 内 容 通所の方法により入浴、給食等各種のサービスを提供する

委 託 先	社会福祉法人 慈愛園	社会福祉法人 桜ヶ丘福祉会
実施施設	慈愛園デイ・サービスセンター	桜ヶ丘寿徳苑デイ・サービスセンター
対象者数	登録人員150人	登録人員150人
63年度予算	15,612千円	15,329千円

(18) シルバー人材センター

目 的 臨時的・短期的な就業を通じて高齢者の生きがいの確保や、社会参加を希望する高齢者の就業機会と福祉の促進を図ると共に、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会の発展に寄与する。

事業内容	原則として60才以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。
設立年月日	昭和63年2月1日認可
実施主体	社団法人 熊本市シルバー人材センター
登録人員	403人（昭63.3.31現在）
就業実人員	29人（昭和62年度）
63年度予算	32,600千円

8 老人保健医療制度（昭和58年2月1日、国により実施）

対象者	本市に居住する70歳以上の者、及び65歳以上70歳未満で障害認定を受けた者
受給資格者	国民健康保険の被保険者または社会保険の被保険者・被扶養者
実施状況	件数 607,064件 経費 28,861,068千円（昭和62年度）

9 医療費助成制度

(1) 重度心身障害児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者	20歳未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）
受給資格者	本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者
所得制限	なし
実施状況	件数 5,463件 経費 19,321千円（昭和62年度）

(2) 乳児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者	乳児
受給資格者	本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
所得制限	なし
実施状況	件数 83,855件 経費 182,000千円（昭和62年度）

(3) 重度心身障害者医療費助成（昭和53年10月1日実施）

対象者	20歳以上の障害者（身体障害程度が1級と2級、知能指数35以下の精神薄弱者）
受給資格者	本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害者
所得制限	障害児福祉手当の支給制限に準じる
実施状況	件数 34,762件 経費 244,902千円（昭和62年度）

(4) 母子家庭医療費助成（昭和57年10月1日、市により実施）

対象者	本市に住所を有する母子家庭の母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童
受給資格者	母子家庭の母、父母のない児童の場合は当該児童又は当該児童を扶養する者
所得制限	児童扶養手当の支給制限に準じる
実施状況	件数 2,566件 経費 22,025千円（昭和62年度）

10 同 和 対 策 事 業

(1) 概 況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和問題解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域（同和対策対象地域）の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

本市においても、同和対策事業特別措置法の趣旨にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街燈設置事業を、また48年度以降は各種の入園、入学支度金及び就職支度金などの給付事業を実施してきた。

さらに50年12月、市民局に同和対策室が設置され、以後関係各部局と緊密な連携のもとに、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進につとめている。

ことに、生活環境の改善整備の対策としては、51年度に地区道路の舗装事業、52年度には公営住宅の建設及び住宅新築資金の貸付事業などに着手するとともに住民の職業の安定及び教育の充実をはかるための各種の事業の推進も重点的に実施している。

また、社会福祉の向上及び健康増進の対策としては50年度に隣保館を建設し、地域住民の生活の改善向上並びに同和問題の解決に資するためのコミュニティセンターとして各種の事業活動を行い、多くの住民に活用されている。さらに、52年度には児童館を建設し、児童の健全育成の拠点として活用されている。

一方、同和問題の正しい理解と認識を深めるため、同和問題講演会の開催、「市政だより」による広報等を通じて広く市民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

「同和対策事業特別措置法」は昭和57年3月31日限りで失効し、同年4月1日から新たに「地域改善対策特別措置法」が5年間にわたり施行され、これに引続いて62年4月1日から、さらに5年間効力を有する新規立法措置が講ぜられるに至った。

今後は、過去18年間の事業の成果を踏まえ、なお残された課題と必要な施策について新たな観点から見直しを行うとともに、行政の主体性を確立し、周辺地域との調和、魅力ある地域環境の創造、住民の自立向上と社会的連帯、交流の助長促進に努める。

また、全市的に人権思想の普及高揚を図るための啓発活動と教育の充実に一層努力する。

(2) 同和地区の概要（昭58.2.1現在）

- ア 地区数 1地区
イ 地区面積 11.90ha
ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数	性 別 人 口	
			男	女
地 区 全 体	782	2,059	951	1,108
同 和 関 係	503	1,537	712	825

エ 混住率 74.6%

オ 生活保護状況

被保護世帯・人員の状況

区 分	被 保 護 者		保 護 率	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
対象地域全体	152	307	194.3‰	149.1‰
熊本市全体	5,799	10,384	30.9	19.2

被保護世帯の世帯類型別状況

区 分	高 齢 者 世 帯		母 子 世 帯		傷 病 障 害 者 世 帯		そ の 他 の 世 帯		合 計	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員
対象地域全体	55	67	12	41	75	153	10	46	152	307
(構成比%)	36.2	21.8	7.9	13.4	49.3	49.8	6.6	15.0	100	100
熊本市全体	2,079	—	758	—	2,662	—	300	—	5,799	—
(構成比%)	35.8	—	13.1	—	45.9	—	5.2	—	100	—

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 (昭和63年度)	担当部局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	32,840	教育委員会事務局
	クレベリン検査等	"		
	教職員の研修	"		
	入園入学支度金(幼稚園及び小、中学校並びに高校、大学)	(大学 51)		
	幼稚園保育料	53		
	社会同和教育	48		
	健康増進体力向上	"		
	青少年教育	51		
	子供勉強会(小学生及び中学生)	"		
	奨学金(高校及び大学)	"		
居住環境の整備促進のための施策	街燈設置	47	247,451	} 福祉部 下水道部 計画部 管理部
	住宅改修資金の貸付	"		
	水洗便所改造	52		
	児童公園整備	"		
	住宅新築資金貸付及び宅地取得資金貸付	53		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の運営	50	44,805	同和対策室 } 福祉部 } 衛生部 } 福祉部
	保育所入所支度金	"		
	高齢者厚生給付金	51		
	葬祭援護金	"		
	心身障害者援護給付金	"		
	新生児出産祝金	"		
	そ族昆虫の駆除	"		
	眼科検診	"		
	結核、がん検診	"		
	保健相談	52		
	乳児栄養強化	"		
	児童館の運営	"		
	老人、身体障害者日常生活用具給付	53		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託訓練手当	50	4,206	中小企業部
	職業訓練校入校支度金	51		
	中学校卒業者就職支度金	48		
	高校卒業者就職支度金	51		
	中高年齢者就職支度金	52		
	職業訓練受講奨励金	"		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	18,990	中小企業部
	中小企業経営指導	51		
その他総合的な施策	市職員研修	50	30,309	職員部 } 同和対策室
	市民啓発事業	"		
	同和対策事業の推進と調整	"		
合 計			378,601	

(4) 隣 保 館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティセンターとして活動することを目的とする。

所 在 地 熊本市本荘 4丁目 6番 6号

設 置 主 体 熊本市

開設年月日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート3階建(一部2階建)

敷 地 面 積 1,015.38 m² 建設総事業費 115,209,505円

建 物 面 積 1,846.40 m² 用地費 29,008,505円

工事費 80,550,000円

その他
の経費 5,651,000円

改築工事(機能回復訓練室相談室の新設)

増築工事(老人福祉センター及び教育集会所の新設)

工事費 25,085,000円

工事費 310,080,000円

工 期 昭58.12.24～昭59. 3.28

工 期 昭62.6.23～昭63.3.31

主 な 施 設 1階 教養娯楽室、生活改善室、相談室、機能回復訓練室、集会室、事務室、浴室
2階 集会室、会議室、学習室、保健衛生室、工作室、図書室
3階 ホール

利用状況

事業名		年度	58	59	60	61	62
勉 強 会	小 学 生		2,924人	4,495人	4,669人	4,942人	4,699人
	中 学 生		1,100	2,143	2,140	2,131	1,488
計 (A)			4,024	6,638	6,809	7,073	6,187
着付・組紐	講 座		149	132	187	225	203
生 花	"		609	587	515	375	371
手 芸	"		230	281	201	305	336
茶 道	"		192	155	128		
民 踊	"		449	591	454	340	420
料 理	"		200	311	266	292	242
エアロビクス	"						470
和 裁	"		108	154	105		
民 謡	"		141	172	179	147	23
絵 画	"		127	169	109	86	110
書道・ペン習字	"		655	682	566	570	606
編 物	"		203	246	225	325	350
園 芸	"		176	223	235	227	244
く ら し	"		96	215	214	194	240
ワープロ	"				137	176	208
陶 芸	"					141	63
七 宝 焼	"					38	53
簿 記	"						189
スナップ写真	"						6
社交ダンス	"					781	637
カラオケ	"					493	649
高 齢 者 教 室						139	474
女 性 健 康 教 室						38	28
乳 幼 児 学 級						42	36
計 (B)			3,335	3,918	3,521	4,934	5,958
福祉・職業・経営相談			5	2	5	11	5
保 健 衛 生 相 談 事 業			164	206	313	253	427
説明会研修会等その他の事業			5,849	7,422	8,192	8,081	7,676
計 (C)			6,018	7,630	8,510	8,345	8,108
機 能 回 復 訓 練				1,063	1,426	1,309	1,925
計 (D)				1,063	1,426	1,309	1,925
累計(A)+(B)+(C)+(D)			13,377	19,249	20,266	21,661	22,178

11 失業対策事業

(1) 在籍者の動向

区分 年度	年度当初在籍者数				年度末 在籍者数	離 籍 者 内 訳					
	男	女	計	平均年齢		就 職	自営業	移 管	死 亡	その他	計
58	230人	369人	599人	66.2歳	586人	0人	7人	1人	5人	0人	13人
59	225	361	586	67.4	563	0	15	0	6	2	23
60	212	351	563	68.0	541	0	7	0	4	11	22
61	202	339	541	68.9	249	0	1	0	1	290	292
62	77	107	184	62.9	184	0	0	0	0	65	65

(2) 厚 生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人当たり市より270,000円、県より150,000円、国より100,000円、計520,000円

就職等奨励金支給状況

年度 区分			58	59	60	61	62
熊 本 市	就 職 者	男	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0
	自営開業者	男	4	8	3	0	0
		女	3	7	4	1	0
	自立引退者	男	—	—	7	0	0
女		—	—	4	0	0	
計			7	15	18	1	0
熊 本 県	就 職 者	男	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0
	自営開業者	男	3	1	0	0	0
		女	2	7	2	0	0
	自立引退者	男	—	—	4	0	0
女		—	—	0	0	0	
計			5	8	6	0	0
合 計			12	23	24	1	0

イ 特例給付金等

失業対策事業の制度改善に伴う、年齢要件の設定及び任意により失対事業から引退した就労者に対し引退後の生活安定に寄与することを目的として、昭和61年8月1日より実施している。(なお、就職等奨励金との併給は行っていない)

特例給付金(国) 1,500,000円、特別報奨金(県) 200,000円、銭別金(市) 620,000円

支給状況

区分		年度	61	62
熊本市	男		108	16
	女		182	49
熊本県	男		36	1
	女		69	12
計			395	78

ウ 共 済 会

失業対策事業に就労する労務者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を図ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり 300円

12 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

(1) 世帯数及び被保険者数

区分 \ 年度	58	59	60	61	62
総世帯数	188,196	193,091	192,780	195,055	196,920
被保険者世帯数	69,475	71,605	74,308	76,579	76,942
加入率(%)	36.92	37.08	38.55	39.26	39.07
総人口	544,334	550,318	554,062	559,739	569,228
被保険者数	172,535	175,220	178,650	181,592	180,008
加入率(%)	31.70	31.84	32.24	32.44	31.62

(注) 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

(2) 保険料賦課徴収状況

年度 区分			58	59	60	61	62
現年度分	調定額(円)		7,329,498,330	7,607,295,660	9,010,610,932	10,290,297,943	10,313,344,730
	収入済額(〃)		6,763,702,607	7,045,790,495	8,248,017,150	9,208,552,095	9,335,916,700
	収納率(%)		92.28	92.62	91.54	89.49	90.52
過年度分	調定額(円)		943,348,185	1,001,901,673	1,021,221,480	1,252,414,292	1,760,459,230
	収入済額(〃)		231,925,253	257,266,388	262,698,640	266,226,275	323,228,854
	収納率(%)		24.59	25.68	25.72	21.26	18.36
計	調定額(円)		8,272,846,515	8,609,197,333	10,031,832,412	11,542,712,235	12,073,803,960
	収入済額(〃)		6,995,627,860	7,303,056,883	8,510,715,790	9,474,778,370	9,659,145,554
	収納率(%)		82.04	84.83	84.84	82.08	80.00
賦課期日			4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴収回数			12	12	12	12	12
保険料額	被保険者1人当り(円)		42,481	43,604	50,552	56,799	56,832
	1世帯 当たり	最高(円)	270,000	290,000	320,000	350,000	370,000
		最低(〃)	12,660	11,040	17,840	18,460	15,640
		平均(〃)	105,498	107,052	122,302	135,263	133,806
保険料率	所得割(%)	7.50	7.50	7.50	7.78	7.78	
	均等割(円)	13,800	13,800	18,400	21,800	21,800	
	平等割(〃)	13,800	13,800	16,000	17,300	17,300	
賦課割合	所得割(%)	66.04	67.73	62.09	60.63	61.76	
	均等割(〃)	24.19	22.95	27.88	29.53	28.60	
	平等割(〃)	9.77	9.32	10.03	9.84	9.64	
財政状況	歳入(円)		19,345,727,201	20,033,807,990	22,434,534,952	25,093,474,362	25,979,961,786
	歳出(〃)		19,439,467,387	20,969,300,565	25,340,789,886	28,419,716,871	28,524,623,087
	単年度収支額(〃)		957,045,841	△ 841,752,389	△ 1,970,762,359	△ 419,987,575	781,581,208
	累積収支額(〃)		△ 93,740,186	△ 935,492,575	△ 2,906,254,934	△ 3,326,242,509	△ 2,544,661,301

(3) 給付状況

区分		年度	58	59	60	61	62
給付割合	一般被保険者(割)		7	7	7	7	7
	退職者本人(〃)			8	8	8	8
	退職者の被扶養者(外来)(〃)			7	7	7	7
	退職者本人の被扶養者(入院)(〃)			8	8	8	8
療養費	件数		904,305	923,114	991,542	1,000,494	1,044,556
諸費用	費用(円)		14,539,795,712	15,256,279,625	17,149,695,052	18,657,982,576	20,110,689,298
助産費	件数		1,739	1,575	1,512	1,436	1,261
	費用(円)		173,900,000 (100,000)	157,500,000 (100,000)	151,200,000 (100,000)	143,600,000 (100,000)	126,100,000 (100,000)
葬祭費	件数		1,462	1,540	1,599	1,568	1,631
	費用(円)		291,950,000 (20,000)	30,800,000 (20,000)	31,980,000 (20,000)	31,360,000 (20,000)	32,620,000 (20,000)
給付費合計	件数		907,506	926,229	994,653	1,003,498	1,047,448
	費用(円)		14,742,890,712	15,444,579,625	17,332,875,052	18,832,942,576	20,269,409,298
はりきゅうあんま施術	件数		110,434	113,163	115,829	117,357	120,272
	費用(円)		104,912,300 (950)	107,504,850 (950)	121,620,450 (1,050)	123,224,850 (1,050)	126,285,600 (1,050)

(注) ()内は1件当たり給付額

昭59.10.1より退職者医療制度が創設

(4) 診療費・諸率

区分	年度	58	59	60	61	62
受診率(%)		566.80	576.22	587.43	596.42	622.80
1件当たり日数		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
1件当たり費用額(円)		1,668.4	1,717.5	1,852.8	1,965.0	2,040.1
1人当たり費用額(〃)		94,565	98,965	108,839	117,199	127,060
1人当たり受診日数		17	20	19	21	22
1日当たり費用額(円)		4,741	4,903	5,302	5,636	5,882
1世帯当たり費用額(〃)		205,566	210,897	230,792	239,840	254,657
出生率(%)		10.1	9.0	8.5	7.9	7.8
死亡率(%)		8.5	8.8	9.0	8.7	9.0

(5) 納付組織 (昭63.3.31現在)

名称 国民健康保険会

組織数 633

加入状況 65.10%

事務費 (保険会長の事務費)

- 当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき110円
- 当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき50円

13 国民年金（昭和34年8月22日事業開始）

（1）拠出年金被保険者状況

区分 \ 年度		58	59	60	61	62
被 保 険 者	第1号被保険者	74,160	73,287	76,567	80,035	83,195
	任意加入者	33,775	32,453	33,894	1,330	1,583
	第3号被保険者	—	—	—	51,764	53,922
	計	107,935	105,740	110,461	133,129	138,700
保 免 除 者	法定免除者	4,170	3,663	3,513	4,314	4,532
	申請免除者	8,972	10,852	9,486	7,896	9,766
	計	13,142	14,515	12,999	12,210	14,298
免 除 率 (%)		17.7	19.8	17.0	15.3	17.2

（2）拠出年金受給者及び支給年金額

区分 \ 年度	60		61		62	
	受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
老 齢 年 金	22,672人	7,581,295,300円	23,292人	8,064,603,300円	23,445人	8,250,335,100円
通算老齢年金	7,011	1,002,609,300	7,876	1,204,981,600	8,639	1,384,146,800
老 齢 基 礎 年 金	—	—	108	34,000,000	697	225,333,700
障 害 年 金	888	588,376,800	890	630,862,300	866	619,845,300
障害基礎年金	—	—	49	36,090,900	227	167,552,800
母子・準母子年金	425	287,970,400	351	281,867,300	310	248,810,600
遺 児 年 金	18	8,814,300	11	6,274,900	13	6,828,700
遺族基礎年金	—	—	43	24,786,000	413	246,645,400
寡 婦 年 金	157	34,314,000	159	5,699,100	159	54,674,800
計	31,171	9,503,380,100	32,779	10,289,165,400	34,769	11,204,173,200

（3）検認実施状況

区分 \ 年度	58	59	60	61	62
検 認 対 象 月 数	969,728	910,469	995,511	721,119	747,394
検 認 実 施 月 数	889,793	856,029	840,261	559,700	577,189
前 納 月 数	245	357	294	0	0
検 認 率 (%)	91.5	94.1	84.4	77.6	77.2

（4）納 付 組 合（昭和63.3.31現在）

納付組合設置数 544組合

組 合 員 数 27,970人

組 織 率 92.2%

手 数 料 組合を通して納付された保険料1件につき60円
 口座振替の方法により納付された保険料1件につき50円

（昭和63年度）

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分	58		59		60		61		62	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
老 齢	11,250	78.5	10,420	76.7	9,398	74	8,516	71.3	7,719	68.2
障 害 (障害基礎)	3,083	21.5	3,169	23.3	3,299	26	3,425	28.7	3,591	31.8
母 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準 母 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,333	100	13,589	100	12,697	100	11,941	100	11,310	100

(6) 福祉年金受給状況

区分		60			61			62		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 齢	件 数	7,191	871	8,062	6,330	895	7,225	5,619	775	6,394
	金額 (千円)	2,286,738	208,446	2,495,184	2,066,112	221,117	2,287,229	1,847,527	189,860	2,037,387
障 害	件 数	3,128	19	3,147	3,301	36	3,337	3,441	40	3,481
	金額 (千円)	1,353,804	3,511	1,357,315	2,414,751	97,030	2,511,781	2,618,752	8,376	2,627,128
母 子	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件 数	10,319	890	11,209	9,631	931	10,562	9,060	815	9,875
	金額 (千円)	3,640,542	211,957	3,852,499	4,480,863	318,147	4,799,010	4,466,279	198,236	4,664,515

14 市民センター

市民センターは支所、公民館、児童館などの複合施設で、コミュニティ活動の中核として活用され、連帯意識に結ばれた地域自治・生活文化の振興を図っている。

南部市民センター		秋津市民センター		東部市民センター	
所在地	南高江町 175 番地 1	秋津町 沼山津 1323 番地		錦ヶ丘 1 番 1 号	
開設年月日	昭和 62 年 7 月 6 日	昭和 60 年 8 月 10 日		昭和 52 年 9 月 1 日	
構造	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建		鉄筋コンクリート 2 階建	
建設費	516,994 千円	521,448 千円		238,730 千円	
敷地面積	7,525.61 m ²	10,722 m ²		5,256 m ²	
建築面積	1,754.51 m ²	1,683.70 m ²		1,193.49 m ²	
建物延面積	1,917.28 m ²	1,910.34 m ²		1,760.19 m ²	
支所	263.00 m ²	253.31 m ²		(46)	
児童館	313.93 m ²	315.45 m ²		325.43 m ²	
公民館	1,340.35 m ²	1,341.58 m ²		1,312.93 m ²	
職員数	16 (1) 名	14 (1) 名		12 (1) 名	
幸田市民センター		龍田市民センター		清水市民センター	
所在地	御幸笛田町 409 番地 1	龍田町 弓削 1192 番地 41		清水亀井町 14 番 7 号	
開設年月日	昭和 57 年 6 月 2 日	昭和 54 年 7 月 11 日		昭和 59 年 7 月 10 日	
構造	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建		鉄筋コンクリート 2 階建	
建設費	492,240 千円	315,962 千円		449,829 千円	
敷地面積	5,578 m ²	5,380 m ²		7,488.57 m ²	
建築面積	1,267 m ²	1,237.8 m ²		1,400.08 m ²	
建物延面積	1,900 m ²	1,753.20 m ²		1,702.08 m ²	
支所	247 m ²	246.31 m ²		(48.33) m ²	
児童館	347 m ²	303.85 m ²		337.45 m ²	
公民館	1,306 m ²	1,203.04 m ²		1,316.97 m ²	
職員数	14 (1) 名	14 (1) 名		10 (1) 名	
西部市民センター		託麻市民センター		大江市民センター	
所在地	小島上町 32 番地 1	長嶺町 541 番地 1		大江 6 丁目 1 番 85 号	
開設年月日	昭和 49 年 10 月 4 日	昭和 56 年 5 月 30 日		昭和 63 年 7 月 11 日	
構造	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建		鉄筋コンクリート 2 階建	
建設費	104,856 千円	483,590 千円		402,660 千円	
敷地面積	3,595 m ²	6,349.76 m ²		5,029.40 m ²	
建築面積	570.79 m ²	1,346.62 m ²		1,132.24 m ²	
建物延面積	1,000.23 m ²	2,010 m ²		1,378.86 m ²	
支所	200 m ²	260 m ²		(43.25) m ²	
児童館	—	335 m ²		103.50 m ² (児童室)	
公民館	800.23 m ²	1,305 m ²		1,335.62 m ²	
職員数	12 名	15 (1) 名		6 名	

(注) 支所の欄の () 書きはサービスコーナー

職員数の欄の () 書きは公民館図書室の職員数 (外数)

15 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

区分			年度	61			62		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計	
住民 登録	人 口	男	176,832	85,056	261,888	178,067	86,119	264,186	
		女	196,089	91,927	288,016	197,570	93,148	290,718	
		計	372,921	176,983	549,904	375,637	179,267	554,904	
	世 帯 数		143,979	56,267	200,246	146,181	57,919	204,100	
外国人登録人口			1,467	—	1,467	1,520	—	1,520	
戸 籍	本 籍 数		128,278	42,934	171,212	129,652	43,870	173,522	
	本籍人口数		350,415	124,197	474,612	352,791	126,493	479,284	

(2) 各種事務受理件数

区分			61			62		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出 生		5,788	1,645	7,433	5,640	1,559	7,199
	死 亡		2,681	479	3,160	2,707	519	3,226
	婚 姻		2,794	721	3,515	2,697	679	3,376
	離 婚		850	149	999	849	154	1,003
	転 籍		1,188	442	1,630	1,257	479	1,736
	認 知		79	10	89	41	7	48
	養子縁組		239	78	317	283	74	357
	養子離縁		79	10	89	78	11	89
	入 籍		778	134	912	674	146	820
	分 籍		60	10	70	55	11	66
	そ の 他		1,114	353	1,467	1,068	371	1,439
	計		15,650	4,031	19,681	15,349	4,010	19,359
住民登録	転 入		16,829	5,193	22,022	16,805	5,307	22,112
	転 出		15,742	5,346	21,088	14,673	5,370	20,043
	転 居		15,274	5,224	20,498	16,151	5,318	21,469
	そ の 他		36,416	18,236	54,652	39,429	15,172	54,601
	計		84,261	33,999	118,260	87,058	31,167	118,225
印鑑登録	新 規		22,167	7,765	29,932	20,291	11,227	31,518
	廃 止		2,741	1,614	4,355	2,664	1,413	4,077
	亡 失		3,015	1,359	4,374	3,207	1,364	4,571
	計		27,923	10,738	38,661	26,162	14,004	40,166
外登 国 人録	新 規		494	—	494	531	—	531
	その他申請		1,623	—	1,623	2,193	—	2,193
	計		2,117	—	2,117	2,724	—	2,724

(3) 各種証明取扱件数

年度	区 分	本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
61	戸 籍 関 係	94,371	8,230	102,601	34,599	3,166	37,765	128,970	11,396	140,366
	住 民 票 関 係	266,358	55,008	321,366	128,189	22,492	150,681	394,547	77,500	472,047
	印 鑑 証 明	235,671	415	236,086	181,741	147	181,888	417,412	562	417,974
	計	596,400	63,653	660,053	344,529	25,805	370,334	940,929	89,458	1,030,387
62	戸 籍 関 係	93,121	9,515	102,636	37,789	3,730	41,519	130,910	13,245	144,155
	住 民 票 関 係	240,787	57,106	297,893	130,087	21,439	151,526	370,874	78,545	449,419
	印 鑑 証 明	232,383	356	232,739	208,094	351	208,445	440,477	707	441,184
	計	566,291	66,977	633,268	375,970	25,520	401,490	942,261	92,497	1,034,758

16 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	自治会(A)	組 数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$
59	549	15,877	171,999	313
60	553	16,289	174,890	316
61	559	16,778	178,532	319
62	561	17,961	181,797	324
63	565	17,564	189,751	336

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 40円

(4) 補 助 金

町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治会運営に資するため、次の基準により交付する

町内自治振興補助金交付基準	金 額
200世帯以下の町内	年 55,000円
201世帯以上400世帯以下の町内	60,000
401世帯以上800世帯以下の町内	65,000
801世帯以上の町内	70,000

町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯燈数 17,725燈(昭63.3.31現在)

補助基準 1燈につき年額2,000円

17 住居表示整備事業実施状況 (計画面積 41.60 ㎤ 実施面積 38.37 ㎤)

(昭 63. 3. 31 現在)

種別 区分	整 備 区 域	面 積	対象件数	実施期日
1 次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	m ² 1, 281, 060	件 6, 576	昭 40. 4. 1
2 次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1, 607, 760	4, 695	40. 11. 1
3 次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1, 621, 290	4, 745	41. 7. 1
4 次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1, 973, 800	8, 838	42. 7. 1
5 次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1, 214, 000	6, 810	43. 11. 1
6 次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2, 333, 000	8, 147	44. 8. 1
7 次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2, 524, 000	8, 980	45. 10. 1
8 次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2, 843, 000 (1, 648, 000)	10, 626 (606)	47. 4. 1
9 次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2, 359, 000 (2, 221, 000)	7, 657 (1, 105)	47. 12. 1
9 次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2, 666, 000 (110, 000)	8, 888 (0)	48. 8. 1
10 次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7, 528, 000 (6, 063, 000)	14, 872 (93)	49. 10. 1
11 次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3, 870, 000	10, 668	50. 10. 1
12 次	帶山一丁目～帶山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1, 210, 000	4, 703	51. 10. 1
13 次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	970, 000	4, 188	52. 10. 1
14 次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1, 150, 000	2, 928	53. 10. 1
15 次	横手一丁目～横手五丁目	900, 000	2, 505	54. 10. 1
16 次	大江二丁目(追加)	80, 000	653	55. 10. 1
17 次	帶山四丁目(追加) 帶山五丁目(追加)	175, 000	719	56. 10. 1
18 次	帶山五丁目(追加)	67, 000	291	57. 10. 1
19 次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	588, 000 (39, 000)	1, 458 (0)	58. 10. 1
20 次	本山一丁目～本山四丁目	400, 000	1, 418	59. 10. 1
21 次	出水六丁目 春日四丁目(追加) 春日五丁目(追加) 春日六丁目～春日八丁目	1, 011, 000 (210, 000)	2, 452 (0)	62. 10. 1

(注) () の面積は町界町名変更のみ

9 次(前期)の面積(2,221,000m²)の内 494,000m²は 19 次、351,000m²は 21 次で実施。

18 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は296人(定数300人)で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 謝礼金として年間20,000円を支払う
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット・帽子・警笛つり・ネクタイ・長袖ワイシャツ
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 広報車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、推進大会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

幼児交通安全クラブの結成

幼児と母親に対し、交通安全教育を図り、交通安全思想を普及し、将来の立派な交通社会人の育成を図る。

結成数

18クラブ

主な活動

- 母と子の交通安全教室の開催
- 母親の交通安全研修会の開催
- 地域における交通安全活動への参加及び協力

交通安全母の会

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、次の活動を行っている。

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するもの、又は中学校第3学年在学者に就学援助金を支給するため、総額4,693万円の基金を積立てている。

オ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほかに毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
58	1,086	830	256	1,025	61	0
59	1,049	809	240	1,005	44	0
60	1,003	785	218	952	51	0
61	1,034	783	251	930	103	1
62	1,147	856	291	1,063	76	8

相談内容件数

(昭和62年度)

相談内容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他
相談件数	22	125	39	95	7	2	209	26	17	0	0	0	0	555	50

カ 放置自転車対策

市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした熊本市自転車の放置防止に関する条例（昭和61年4月1日施行）を制定しその対策に取り組んでいる。

自転車保管件数

区分 \ 年度	61	62
移動保管台数(台)	1,162 (27)	1,128 (41)
返還台数(台)	165 (4)	238 (7)
処分台数(台)	997 (23)	486 (10)

(注) () 内数字はバイク………再掲

(2) 交通安全施設等設置状況

工 種 \ 年 度	58		59		60		61		62	
	延長又は はカ所	事業費	延長又は はカ所	事業費	延長又は はカ所	事業費	延長又は はカ所	事業費	延長又は はカ所	事業費
歩 道	2118m	116381 ^{千円}	1639m	92465 ^{千円}	2868m	123448 ^{千円}	4860m	199689 ^{千円}	3700m	194693 ^{千円}
道 路 照 明	27基	5,115	23基	6,754	13基	4,040	11基	4,285	22基	8,370
防 護 柵	4,6948m	53,184	10,790m	93,353	13,387m	104,854	3,657m	58,836	5,507m	71,297
交 差 点 改 良	5カ所	23,850	—	—	4カ所	13,247	2カ所	4,688	2カ所	6,742
視 巨 改 良	1カ所	2,190	1カ所	4,670	3カ所	5,721	1カ所	1,238	1カ所	1,120
区 画 線	18,023m	5,079	13,350m	3,844	33,302m	11,656	32,331m	16,292	34,724m	18,703
道 路 反 射 鏡	125基	6,998	128基	6,997	118基	6,950	78基	6,956	88基	7,000
視 線 誘 導 標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 転 車 道	637m	24,023	906m	18,136	—	—	—	—	—	—
自転車歩行者道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コミュニティ道路	323m	39,500	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	66,365	—	38,210	—	35,033	—	17,978	—	22,175
計	—	342,685	—	264,429	—	304,949	—	309,962	—	330,100

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共 済 期 間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年 度 \ 区 分	加 入 者 (人)	会 費 収 入 (円)
58	167,074	83,455,480
59	172,258	86,055,640
60	164,955	82,389,320
61	186,976	93,368,640
62	185,727	92,727,100

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

イ 会 費

共 済 期 限	共 済 会 費
4月1日から翌年3月31日まで	500円
7月1日から翌年3月31日まで	420円
10月1日から翌年3月31日まで	340円
1月1日から 3月31日まで	260円

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)
 小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

死亡見舞金 1,200千円

傷害見舞金 基礎額10,000円と治療実日数1日につき700円を加算する
 (180日を限度とする)

弔慰見舞金 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、5,000円(市負担)を支払う

給付状況 (昭和62年度)

区 分	件 数	給 付 金 額
死 亡	14 件	13,980,000円
傷 害	1,334	66,134,500
合 計	1,348	80,114,500

(4) 市内交通事故の推移

区分 年	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
58	4,307 件	100	26 人	100	5,030 人	100
59	4,289	99.6	25	96.2	5,177	102.9
60	4,410	102.4	19	73.1	5,210	103.6
61	4,487	104.2	39	150.0	5,252	104.4
62	4,213	97.8	21	80.8	5,020	99.8

19 市営駐車場

名 称		熊本市役所駐車場		市 営 花 畑 駐 車 場		
所 在 地		熊本市下通1丁目1番8号		熊本市花畑町4番18号		
開 設 年 月		昭和55年4月		昭和47年1月		
総 面 積		8,054 m ²		2,568 m ²		
収 容 台 数		353台 $\left\{\begin{array}{l}2\text{階} \quad 48\text{台} \quad 5\text{階} \quad 62\text{台} \\ 3\text{階} \quad 62 \quad 6\text{階} \quad 57 \\ 4\text{階} \quad 62 \quad \text{屋階} \quad 62\end{array}\right.$		82台 $\left\{\begin{array}{l}\text{地下} \quad 41\text{台} \\ \text{地上} \quad 41\end{array}\right.$		
駐 車 料 金		区 分		料 金 区 分		
		1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める 用務先確認印 がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円。ただし、第7条の規定に違反して駐車をし、規則で定める用務先確認印がない場合は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円
			土曜日(休日を除く)	午前8時30分から 午後0時30分まで		
		2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める 用務先確認印 がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円。ただし、規則で定める用務先確認印がある場合は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円
			土曜日(休日を除く)	午後0時30分から 午後10時まで		
日曜日及び休日	午前8時30分から 午後10時まで					
○駐車場の閉鎖時刻までに出入しなかった場合に於ける閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。						
営 業 概 要		台 数 468,068 台		台 数 106,737 台		
(昭和62年度)		収 入 103,484,200 円		収 入 58,238,800 円		

名 称		市 営 熊 本 城 二 の 丸 駐 車 場				熊 本 市 産 業 文 化 会 館 駐 車 場	
所 在 地		熊本市二の丸2番3号				熊本市花畑町7番10号	
開 設 年 月		昭和49年7月				昭和56年3月	
総 面 積		25,639㎡				428㎡	
収 容 台 数		260台				31台	
駐 車 料 金	車 両 区 分		バ ス	普通自動車	自動二輪車	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円 ○午前8時から午後6時までの駐車で規則で定める用務先確認印がある場合については、第1号の規定にかかわらず、駐車を開始した時から1時間以内は無料とする。 ○駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する	
	料 金 区 分						
	基本料金	2時間以下	500円	200円	100円		
	超過料金	2時間を超える場合は1時間ずつごとに	200	100	50		
営 業 概 要 (昭和62年度)	車 両 区 分		バ ス	普通自動車	自動二輪車	合 計	台 数 29,101 台 収 入 16,045,710 円
	台数(台)		24,726	131,642	740	157,108	
	収入(円)		11,920,100	31,315,600	74,950	43,310,650	

